

# 国民健康保険資格の職権喪失処理 に係る手続の見直し (国民健康保険資格の職権喪失処理に係る マイナンバー情報連携の利用事務の拡大)

令和2年7月14日  
豊田市 市民部 国保年金課

# 国民健康保険資格の喪失

- 国民健康保険(以下「国保」という。)の資格喪失に関する事項は、国保法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならぬ
- 国保資格喪失未届の対象者には、平成23年12月16日付保国発1216第1号厚労省保健局国民健康保険課長通知により、年金被保険者情報を利用した職権による資格喪失処理が認められている
  - ・ 資格喪失届勸奨文書を送付
  - ・ 資格喪失届出がなければ職権による資格喪失処理も可能

## 参考

- 平成23年12月16日付厚生労働省保国発1216第1号「国民健康保険の適用事務における年金被保険者情報の活用について」の一部改正について3(2)②③
3. 国民健康保険担当部局における年金被保険者情報の活用方法について
- (2) 国民健康保険の資格喪失処理(1・3号喪失一覧表の活用)
- ② 国民健康保険資格喪失届勸奨業務
- 1・3号喪失一覧表より、国民健康保険の資格喪失届が未提出であると見込まれる者を抽出し、これらのものに対して資格喪失届勸奨文書を発送すること。勸奨文書によっても資格喪失届の提出がない場合は、電話連絡などの方法により勸奨すること。
- ③ 職権による資格喪失処理
- ②の勸奨によっても資格喪失届の提出がない場合であって、次のア及びイのいずれの条件にも当てはまる場合は、職権による資格喪失処理も可能であること。
- ア. ねんきんネットにより、1・3号喪失一覧表における資格喪失年月日と整合する年月をもって、国民年金第2号被保険者又は国民年金第3号被保険者となったことが確認できること。
- イ. 発送日より1か月以上後の指定日までに資格喪失届の提出がない場合、職権喪失処理することがあり得る旨明記した勸奨状によっても、資格喪失届の提出がないこと。

# 本市の職権による資格喪失処理

## 手順

- ① 国保資格喪失未届対象者へ資格喪失届出勧奨文書を送付
- ② ①で届出がない場合、資格喪失未届対象者の事業所へ文書照会
- ③ 対象者の国保資格職権喪失

## 事業所への文書照会を行っている理由

- 扶養者の保険状況の確認  
扶養者がいる場合は被保険者と合わせて資格喪失処理を行うため
- 新保険の種類及び喪失日の確認  
国民健康保険組合とその他の健康保険では国保被保険者の資格喪失日が異なるため(国保法第8条各号)

## 具体的な支障事例

- 事業所の健康保険に加入しても、国保資格喪失未届の者が存在する
- 事業所への文書照会は事務時間を要する  
対象者数 : 20人/月 × 12月 = 240人/年  
事務時間数: 3日(24時間) × 12月 = 288時間/年
- 文書照会に非協力的な事業所がある  
約20件/年



# 求める措置の具体的内容

## 国保資格喪失処理に係るマイナンバー情報連携

事業所の健康保険に加入したことによる資格喪失届出時の確認のために利用できる

## 求める措置

**職権による資格喪失処理での利用も可能とする**

⇨ **事業所への文書照会をマイナンバー情報連携で代用できる**

## 参考

番号法別表第二の四十二の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十五条

# 期待される効果

## 事業所への文書照会

- ①喪失届出勧奨文書送付
- ②ねんきんネットより事業所名調査
- ③事業所電話番号等調査
- ④事業所への連絡
- ⑤文書送付
- ⑥回答書受理
- ⑦国保資格職権喪失



## マイナンバー情報連携

- ①喪失届出勧奨文書送付
- マイナンバー情報連携
- ⑦国保資格職権喪失

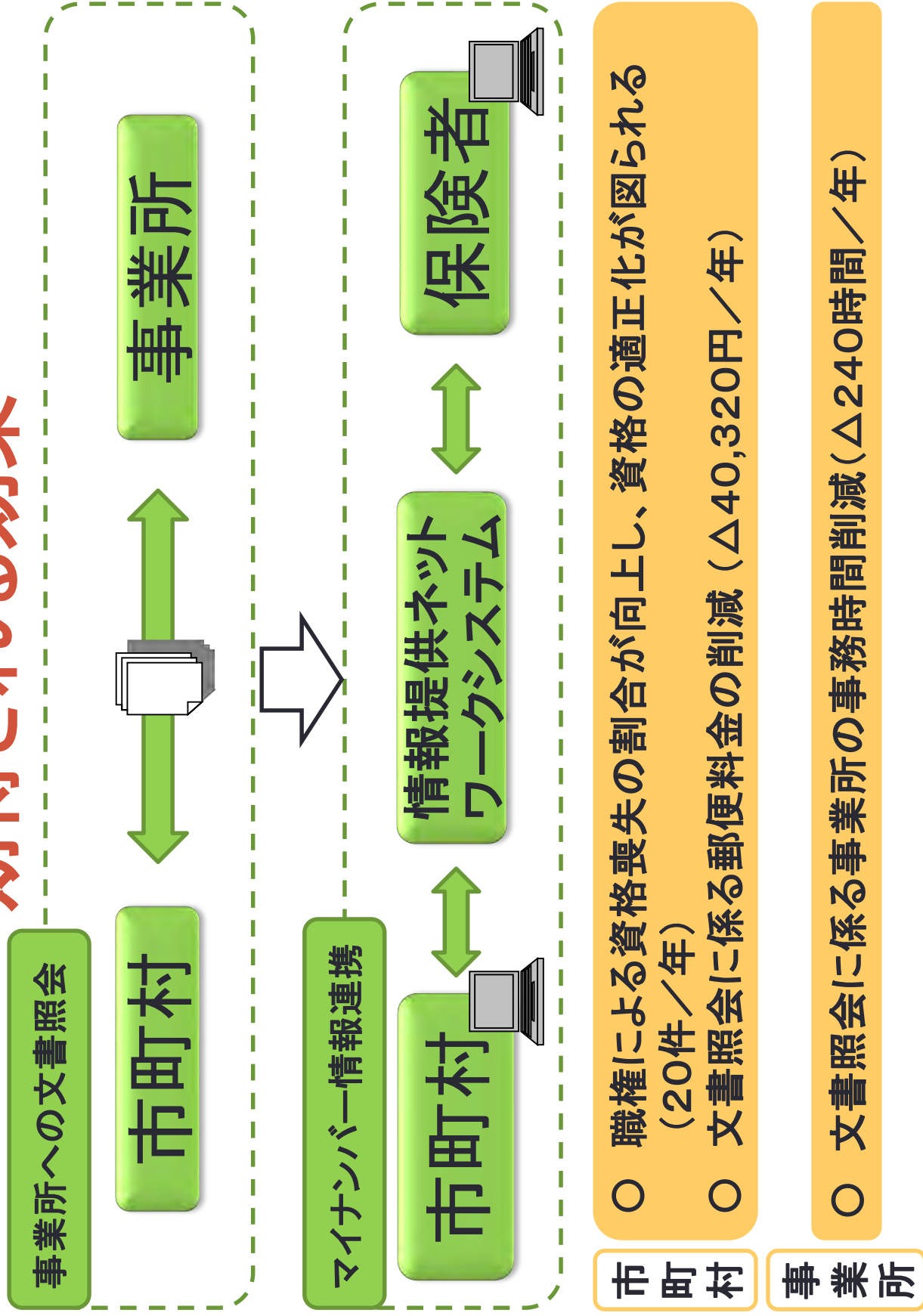


②～⑥まで  
不要になる

市町村

事務時間の大幅な削減(△288時間/年)

# 期待される効果



# オンライン資格確認システム情報を利用した 国民健康保険の資格情報適正化及び事務改善

令和2年7月14日

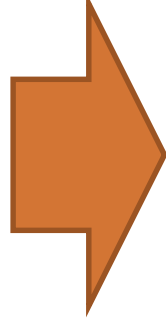
医療保険部保険年金課

 八王子市



# 国民健康保険喪失手続きの原則

- 国民健康保険から社会保険（ ）に切り替えた場合、被保険者（世帯主）が届け出なければならぬ
  - 国民健康保険法第9条
  - 本資料では、便宜上、国民健康保険以外の健康保険のことを「社会保険」と表記する
- 被保険者から国民健康保険資格喪失の届け出がない場合、継続して加入したままとなる



国民健康保険・社会保険との二重加入となる

## 【参考】国民健康保険資格喪失手続きに関する根拠法令

### Ⅰ 国民健康保険法

- Ⅱ 第9条 世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の...喪失に関する事項...を市町村に届け出なければならぬ。

### Ⅰ 国民健康保険法施行規則

- Ⅱ 第13条 ...被保険者の資格を喪失した者があるときは、その者に属する世帯の世帯主は、十四日以内に、...届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

# 国民健康保険資格喪失手続きの実態

1 とはいえ、被保険者が喪失を届け出ない理由は様々...

社会保険を取得すれば、  
勝手に切り替わると  
思った

勤め始めたので、市役所  
に行く時間がとれない

忘れていた

手続きが面倒

# 国民健康保険資格喪失手続きの例外

国民健康保険の被保険者が社会保険に加入していることが明白な場合、保険者は職権で資格を喪失させることができる

○ 国民健康保険質疑応答集（ ）590ページより抜粋

国民健康保険の被扶養者として扱われている者であれば、その者は国民健康保険の被保険者資格は喪失しているから、関係諸帳簿において職権抹消できるのは明らかである。

発行：株式会社ぎょうせい、監修：国保制度研究会

○ 国民健康保険法

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民健康保険...  
の被保険者としてしない。

- 1 健康保険法...の規定による被保険者
- 2 船員保険法...の規定による被保険者
- 3 国家公務員共済組合法...又は地方公務員等共済組合法...に基づく共済組合の組合員

(以下省略)

# 国民健康保険資格喪失手続きの例外

## Ⅰ 職権喪失の具体的な手段

### 1. 年金記録による職権喪失処理

○平成23年12月16日付保国発1216第1号「国民健康保険の適用事務における年金被保険者情報の活用について」の一部改正について」

Ⅰ 【参考】年金記録による職権喪失処理の手順  
資格喪失を届け出る旨の勸奨文書を送付

○ 1か月以上先の指定日までに届け出がない場合、職権で資格を喪失させることがある旨を記載

文書送付後も喪失の届け出がなく、国民年金の記録が社会保険の得喪と整合性のある内容であること

### 2. 事業所への照会結果に基づく職権喪失処理

#### ○国民健康保険法

○ 第113条の2 市町村は、…被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項…につき、…被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

# 国民健康保険資格喪失手続きの例外

| 手段    | 対象者の特定 | 処理の手順 | 備考  |
|-------|--------|-------|---|
| 年金記録  | 容易     | 煩雑    | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象とする年齢が制限される</li> <li>会社勤めの本人及びその配偶者以外を対象とできない</li> </ul> |
| 事業所照会 | 困難     | 煩雑    | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者及び照会先から調査しなければならない</li> <li>先方が照会を拒否する可能性がある</li> </ul> |

○ 対象者を容易に特定し、スムーズに職権喪失させる手段がない

# 支障事例（課題）

- 例外的に国民健康保険資格の職権喪失が可能ではあるものの、円滑な運用が困難である

保険者が対象者を把握することは困難  
職権喪失処理が煩雑である



## 迅速で適正な資格管理の妨げとなる

- 適正な資格管理ができないことを発端に、本来は必要のない業務が波及して発生

適正な資格管理ができない



保険税（料）の  
二重賦課



本来は必要のない  
滞納整理事務

# 提案内容（求める措置）

Ⅰ 被保険者からの届出を必要とせず、オンライン資格確認システムから得られる情報により、保険者の職権による資格喪失を原則とする

95

○ オンライン資格確認システムより、保険者へ資格重複情報を定期的に提供する

…資格重複者を容易に特定

○ 保険者は、受領した資格重複情報を国民健康保険業務システムへ取り込み、一括処理によって資格喪失させる

…スムーズに職権喪失が可能



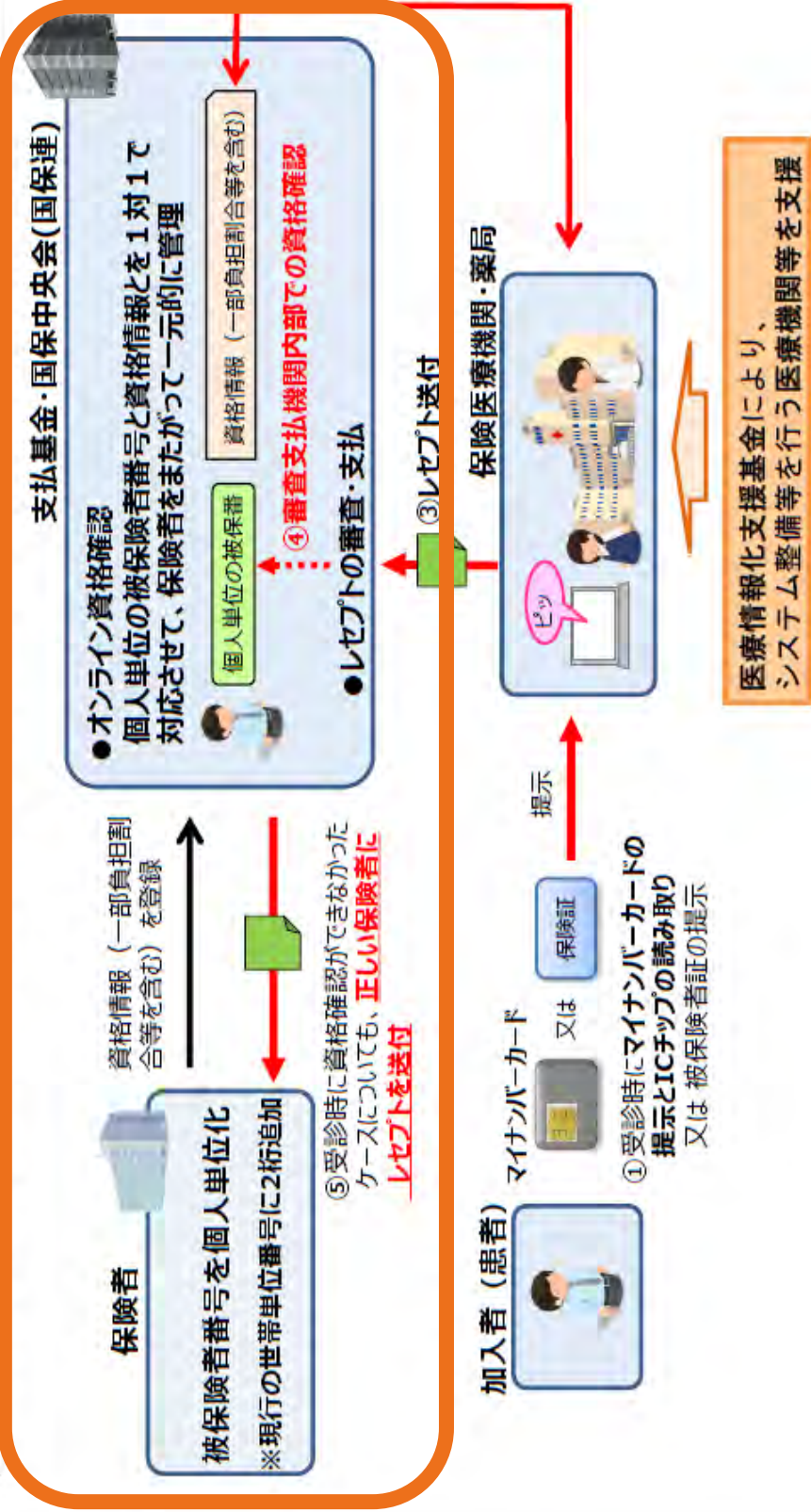
# 参考】オンライン資格確認とは

## オンライン資格確認等のイメージ

厚生労働省保険局作成  
「医療保険のオンライン資格確認  
の概要」より抜粋

【導入により何がかわるのか】

- ①失効保険証の利用による過誤請求や保険者の未収金が大幅に減少
- ②高額療養費の限度額適用認定証※の発行を求めらなくなる ※窓口での負担の上限額が分かる証。保険者が発行



② オンラインによる  
資格確認

保険者



ダウンロードした  
情報を業務システム  
へアップロード



国民健康保険  
業務システム

業務システムの一括処理により、  
対象者を職権喪失させる

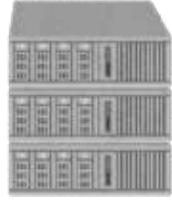
資格重複情報が作成された旨  
保険者に連絡



資格重複情報のデータ  
をダウンロード



支払基金・国保中央会



オンライン資格確認システム  
被保険者の資格重複情報を  
作成



被保険者

これまで必要とされていた  
資格喪失の届け出は不要と  
なる

# 手続きの見直しに伴う効果（保険者）

## Ⅰ 不要な賦課の削減

- 納税（入）通知書や納付書発行及び送付コストの削減
  - 【平成31年度本市実績】職権喪失関連文書郵送費：約32,000円
- 通知書に対する問い合わせの削減



88

## Ⅰ 不要な滞納整理の削減

- 督促、催告や財産調査等の削減

## Ⅰ 適正な収納率の把握

- 適正な賦課に基づいた収納率の把握
  - 【平成31年度本市実績】職権喪失処理に伴い、調定が延べ約1,800万円減額

# 【参考】年金記録による職権喪失処理実績

## Ⅰ 本市の年金記録による職権喪失処理実績（平成31年度）

| 調査対象世帯数 | 勸奨文書送付数 | 職権喪失件数 | 賦課更正件数 |
|---------|---------|--------|--------|
| 316件    | 259件    | 121件   | 186件   |

### Ⅱ 職権喪失関連文書郵送費：約32,000円

- 喪失届出勸奨文書郵送費：約21,800円
- 職権喪失処理結果案内文書：約10,200円

### Ⅲ 186件の賦課更正に伴い、調定額が延べ約1,800万円減額

- 平成31年度分：約1,200万円減額
- 平成30年度分：約400万円減額
- その他の年度分：約200万円減額

### Ⅳ 【参考】本市の状況

- Ⅱ 国民健康保険加入世帯数：83,665世帯（令和2年3月末現在）
- Ⅲ 平成31年度喪失届件数：20,532件
- Ⅳ 平成31年度調定額：1,195,656万円（令和2年5月末現在）

# 手続きの見直しに伴う効果（被保険者）

- Ⅰ 保険者への喪失手続きが不要となる
  - 被保険者にとって、勤め始めてからの国民健康保険資格喪失手続きは負担となる



- Ⅰ 適正な保険税（料）の納付
  - 国民健康保険税（料）と社会保険料との二重払いの解消

# 令和2年 地方分権改革に関する提案

提案区分B 地方に対する規制緩和

## 小児慢性特定疾病対策事業に関する 受給者証への記載項目の見直し

令和2年7月13日 新潟市・指定都市市長会





## 求める措置の具体的内容



ほのわちやん  
新潟市子育て応援キャラクター

- ・小児慢性特定疾病対策事業の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。
- ・具体的には、現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費の「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。

# 小児慢性特定疾病対策事業とは



<目的> 小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

<制度の概要>

|        |   |
|--------|---|
| 根拠法    | 児童福祉法   |
| 対象疾病要件 | 下記の4要件を満たす疾病を厚生労働大臣が指定。<br>①慢性に経過する疾病であること<br>②生命を長期に脅かす疾病であること<br>③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること<br>④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること |
| 対象疾病数  | 756疾病   |
| 対象者    | 18歳未満<br>(ただし、治療が必要と認められる場合には、20歳未満まで。)   |
| 自己負担   | 医療保険の自己負担分に対して法律に基づき公費助成<br>(ただし、所得状況に応じて負担額の上限あり)  |
| 実施主体   | 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 <b>約130自治体</b>   |
| 国庫負担率  | 負担割合：国1/2、都道府県等1/2  |
| 国予算額   | 152億円（令和元年度予算）  |



# 小児慢性特定疾病医療助成受給者数（全国）



| 疾病群               | 平成29年度末         |               | 平成30年度末         |               |
|-------------------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
|                   | 受給者証<br>所持者数    | 割合            | 受給者証<br>所持者数    | 割合            |
| 悪性新生物             | 14,400人         | 12.7%         | 14,282人         | 12.6%         |
| 慢性腎疾患             | 8,424人          | 7.4%          | 8,016人          | 7.1%          |
| 慢性呼吸器疾患           | 4,030人          | 3.5%          | 3,926人          | 3.5%          |
| 慢性心疾患             | 20,262人         | 17.8%         | 19,888人         | 17.6%         |
| 内分泌疾患             | 29,943人         | 26.3%         | 27,614人         | 24.4%         |
| 膠原病               | 3,763人          | 3.3%          | 3,818人          | 3.4%          |
| 糖尿病               | 6,743人          | 5.9%          | 6,669人          | 5.9%          |
| 先天性代謝異常           | 3,041人          | 2.7%          | 2,856人          | 2.5%          |
| 血液疾患              | 3,489人          | 3.1%          | 3,335人          | 2.9%          |
| 免疫疾患              | 908人            | 0.8%          | 910人            | 0.8%          |
| 神経・筋疾患            | 9,595人          | 8.4%          | 10,178人         | 9.0%          |
| 慢性消化器疾患           | 6,592人          | 5.8%          | 7,000人          | 6.2%          |
| 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | 2,076人          | 1.8%          | 2,404人          | 2.1%          |
| 皮膚疾患              | 485人            | 0.4%          | 603人            | 0.5%          |
| 骨系統疾患             | -               | -             | 1,420人          | 1.3%          |
| 脈管系疾患             | -               | -             | 227人            | 0.2%          |
| <b>計</b>          | <b>113,751人</b> | <b>100.0%</b> | <b>113,196人</b> | <b>100.0%</b> |

（資料出所）平成29年度受給者証所持者数は、厚生労働省「衛生行政報告例」（平成29年度）  
平成30年度受給者証所持者数は、厚生労働省健康局難病対策課調べ

# 小児慢性特定疾病対策事業



## < 医療費の自己負担額表 >

|     |        | 階層区分                   | 1か月の自己負担限度額 |                        |         |
|-----|--------|------------------------|-------------|------------------------|---------|
|     |        |                        | 一般          | 重症又は高額かつ長期<br>人工呼吸器等装着 |         |
| I   | 生活保護   | 生活保護世帯                 | 0           | 0                      |         |
| II  | 低所得 I  | 世帯の市町村民税が均等割・所得割ともに非課税 | 申請者年収80万円以下 | 1,250                  | 1,250   |
|     |        |                        | 申請者年収80万円超  | 2,500                  |         |
| III | 低所得 II | 市町村民税所得割額が71,000円未満    | 5,000       | 2,500                  | 500     |
|     |        |                        | 10,000      | 5,000                  |         |
| VI  | 上位所得   | 市町村民税所得割額が251,000円以上   | 15,000      | 10,000                 | 半額が自己負担 |
|     |        |                        |             |                        |         |

\* 階層区分 II, III では申請者収入に公的年金や特別児童扶養手当等の金額も合算して判定します。

# 高額療養費の「適用区分」とは



別記様式第6号

| 小児慢性特定疾病医療受給者証   |       |                                    |  |
|------------------|-------|------------------------------------|--|
| 公費負担者番号          |       |                                    |  |
| 受給者番号            | 疾患群区分 |                                    |  |
| 成長ホルモン治療の有無      | 有・無   | ※「有」に○がない場合は、成長ホルモン治療は医療費助成の対象外です。 |  |
| 氏名               |       |                                    |  |
| 生年月日             |       | 性別                                 |  |
| 住所               |       |                                    |  |
| 保険者              |       |                                    |  |
| 被保険者証の<br>記号及び番号 | 適用区分  | 続柄                                 |  |
| 氏名               |       |                                    |  |
| 住所               |       |                                    |  |
| 指定医療機関名          | 階層区分  | 自己負担<br>上限月額                       |  |
|                  |       | 人                                  |  |
|                  |       | 高                                  |  |
|                  |       | 重                                  |  |
|                  |       | 世                                  |  |
| 有効期間             |       |                                    |  |
| 認定年月日            |       |                                    |  |
| 発行者及び印           |       |                                    |  |

## 高額な医療費を支払ったとき

〒163-0046 東京都豊島区

### 高額な医療費を支払ったときは高額療養費で払い戻しを受けられます。

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。

### ◆自己負担限度額

受診者の年齢および被保険者の所得区分によって下記のとおり分類されます。

### 70歳未満の方の区分

【平成27年1月診療分から】

| 所得区分                               | 自己負担限度額                             | 多数該当※2   |
|------------------------------------|-------------------------------------|----------|
| ①区分ア<br>(標準報酬月額83万円以上の方)           | 252,600円 + (総医療費※1 - 842,000円) × 1% | 140,100円 |
| ②区分イ<br>(標準報酬月額53万～79万円の方)         | 167,400円 + (総医療費※1 - 558,000円) × 1% | 93,000円  |
| ③区分ウ<br>(標準報酬月額28万～50万円の方)         | 80,100円 + (総医療費※1 - 267,000円) × 1%  | 44,400円  |
| ④区分エ<br>(標準報酬月額26万円以下の方)           | 57,600円                             | 44,400円  |
| ⑤区分オ (低所得者)<br>(被保険者が市区町村民税の非課税者等) | 35,400円                             | 24,600円  |

※1 総医療費とは保険適用される診察費用の総額（10割）です。

※2 療養を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、4か月目から「多数該当」となり、自己負担額がさらに軽減されます。

# 小児を対象とした他の医療費助成制度



自立支援（育成）医療費支給認定事業

未熟児養育医療費給付事業

# 自立支援（育成）医療費支給認定事業



＜目的＞ 身体に障がいのある児童，又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で，その障がいを除去・軽減する手術によって確実に治療効果が期待できるものに対して指定育成医療機関で行った医療費の一部を助成する。

## ＜医療費の自己負担額表＞

|        | 市町村民税額の範囲  | 負担上限月額      | 重度かつ継続（※1）  |
|--------|--|-------------|-------------|
| 生活保護   | 生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 0円          | —           |
| 低所得1   | 市町村民税非課税（収入≤80万円）                                      | 2,500円      | —           |
| 低所得2   | 市町村民税非課税（収入>80万円）                                      | 5,000円      | —           |
| 中間層1   | 市町村民税（所得割）<3万3千円                                       | （※2）5,000円  | 5,000円      |
| 中間層2   | 3万3千円≤市町村民税（所得割）<23万5千円                                | （※2）10,000円 | 10,000円     |
| 一定所得以上 | 23万5千円≤市町村民税（所得割）                                      | 育成医療の対象外    | （※2）20,000円 |

（※1）「**重度かつ継続**」とは，①または②のどちらかの方が対象になります。①疾患及び症状等で対象になる方◇心臓機能障がい，心移植術後の抗免疫療法を受けている方◇腎臓機能障がい，人工透析療法，腎移植術後の抗免疫療法を受けている方◇小腸機能障がい，中心静脈栄養法を受けている方◇免疫機能障がい，抗HIV療法を受けている方◇肝臓機能障がい，肝臓移植術後の抗免疫療法を受けている方②治療開始月前の1年間に医療保険の高額療養費の支給を3回以上受けた世帯の方

（※2）令和3年3月31日までの経過措置になります。

# 未熟児養育医療費給付事業



<目的> 養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。

|     | 階 層 区 分  | 月額負担金徴収基準 <sup>※</sup> |           |
|-----|--|------------------------|-----------|
|     |  | 基準額 (円)                | 加算基準額 (円) |
| A階層 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付世帯 | 徴収しない                  | 徴収しない     |
| B階層 | A階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯  | 2,600                  | 260       |
| C階層 | A階層を除き当該年度の市町村民税均等割の額のみの課税世帯   | 5,400                  | 540       |
| D階層 | 所得割の年額 15,000円以下   | C階層                    | 790       |
|     | 所得割の年額 15,001円から21,000円まで  | D1階層                   | 1,080     |
|     | 所得割の年額 21,001円から51,000円まで  | D2階層                   | 1,620     |
|     | 所得割の年額 51,001円から87,000円まで  | D3階層                   | 2,240     |
|     | 所得割の年額 87,001円から171,300円まで   | D4階層                   | 3,480     |
|     | 所得割の年額 171,301円から252,100円まで  | D5階層                   | 4,940     |
|     | 所得割の年額 252,101円から342,100円まで  | D6階層                   | 6,500     |
|     | 所得割の年額 342,101円から450,100円まで  | D7階層                   | 8,240     |
|     | 所得割の年額 450,101円から579,000円まで  | D8階層                   | 10,200    |
|     | 所得割の年額 579,001円から700,900円まで  | D9階層                   | 12,340    |
|     | 所得割の年額 700,901円から849,000円まで  | D10階層                  | 14,700    |
|     | 所得割の年額 849,001円から1,041,000円まで  | D11階層                  | 17,250    |
|     | 所得割の年額 1,041,001円から1,222,500円まで  | D12階層                  | 19,990    |
|     | 所得割の年額 1,222,501円から1,423,500円まで  | D13階層                  | 22,940    |
|     | 所得割の年額 1,423,501円以上  | D14階層                  | 全 額       |